

第1章 計画の基本的考え方

第1章では、計画の策定に当たって、計画の位置付け、計画の期間、対象とする施策の範囲など、計画の基本的な考え方を示します。

1 計画の位置付け

- 長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例」（平成8年長野県条例第13号）第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年7月25日法律第130号）第8条に規定する本県の行動計画を包含するとともに、本計画における「水環境の保全」を「第6次長野県水環境保全総合計画」として位置付けます。

2 SDGs※（持続可能な開発目標）による施策の推進

- 2015年（平成27年）9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。



- 目標達成に向けては、県民・NPO、事業者、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

- 本県は、全国で4番目に広い県土を有し、その8割を占める広大な森林は清らかな水や空気を育み、多様な生物の生息場所となっています。本計画では、SDGsの視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、こうした本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

3 計画の期間

- 2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度を目標年度とする5年間を対象とします。

4 対象とする施策の範囲

- 持続可能な社会の構築に関すること。
- 脱炭素社会の構築に関すること。
- 生物多様性[※]・自然環境の保全と利用に関すること。
- 水環境の保全に関すること。
- 大気環境等の保全に関すること。
- 循環型社会の形成に関すること。

(注) 文中で「※」がついた用語は、参考資料に用語解説を記載しています。